

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年 3 月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 8 日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 21 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
山 形 空 港 事 務 所	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
山 形 北 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
上 山 明 新 館 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
寒 河 江 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
谷 地 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
村 山 産 業 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
北 村 山 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
村 山 特 別 支 援 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
ゆ き わ り 養 護 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
天 童 警 察 署	令和 2 年 3 月 13 日	小野委員	武田委員
県 立 凶 書 館	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
教 育 セ ン タ ー	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
県 立 博 物 館	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
山 形 西 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
天 童 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
山 辺 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
山 形 聾 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
山 形 盲 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
上 山 高 等 養 護 学 校	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員
寒 河 江 警 察 署	令和 2 年 3 月 13 日	木村委員	海老名委員

第 2 監査結果

(1) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく 3 営業日を超えて遅延しているものがある。(県

立博物館)

ロ 支 出

(イ) 残高不足により口座振替不能となり、延滞利息を発生させたものがある。(天童警察署)

(ロ) 住居手当について、住居の移転に伴う届出関係書類が保管されておらず、認定手続がなされていなかったため、転居前の手当額のまま支給し、追給を要したものがある。(天童高等学校)